

## 特定復興再生拠点区域内における先行解除の範囲（修正案）

### 1. 範囲設定にあたっての検討項目

- ・ 避難指示解除※3要件が満たされていること  
 ※「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示解除区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題について」（H23.12、原災本部）
- ・ 特定復興再生拠点区域内の再分割に配慮
- ・ JR夜ノ森駅までのアクセス道路を確保（H31.2.26、参考1）
- ・ 安全な道路交通の確保（H31.2.26、議会助言）

### 2. 協議経過（H31.2～R1.6）

- ・ 関係機関からの意見聴取（平成31年2月～4月）  
 国、県、双葉警察署、富岡消防署、JR東日本株式会社水戸支社
- ・ 総務文教及び産業厚生常任委員会（平成31年4月17日及び18日）  
 議会及び関係機関の意見を踏まえ修正案を提示
- ・ 行政区長会（平成31年4月23日）  
 関係行政区長に説明、意見聴取
- ・ 広報等での案内（令和元年5月17日～）  
 検討過程を広報紙及び町ホームページ、報道機関等を通じて周知（参考2）

### 3. 先行解除の範囲 ※裏面参照

- |                |         |         |
|----------------|---------|---------|
| ○ JR常磐線の鉄道施設区域 |         |         |
| ○ 県道165号       | 夜ノ森停車場線 | } の一部区間 |
| ○ 町道1009号      | 夜の森停車場線 |         |
| ○ 町道1010号      | 都市計画4号線 |         |
| ○ 町道2006号      | 坊小屋桜通り線 |         |

### 4. 今後の予定

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 令和元年6月下旬 | ・ 国に町の意向を伝達（国の考えも確認）  |
|          | ・ 防犯防火対策等の要望          |
| 令和元年夏以降  | ・ 国との本格協議及び物理的措置等の諸準備 |

(参考1) 特定復興再生拠点区域内における先行解除の範囲 (案)  
 (平成31年3月26日時点)

特定復興再生拠点区域内における先行解除範囲 (案その1)

平成31年2月6日全協説明+自転車・歩行者道路

除染検証委員会資料  
 平成31年3月28日\_企画課



(参考2) 特定復興再生拠点区域内における先行解除の範囲 (案)  
 (令和元年6月7日時点)



- 先行解除の範囲 ※駅までのアクセス道路のみ
- 特定復興再生拠点と避難指示解除済区域の境界
- 物理的措置(バリケード) ※状況に応じる
- X ゲート (移設・新設)